

墨田区／耐震化促進事業 各種助成金申請における「前年度住民税納税証明書」の提出について

墨田区の耐震化助成制度をご利用になる方には、助成対象確認申請の際に「前年度住民税納税証明書」を提出いただくことで、前年度の住民税を完納していることや非課税であることを確認しております。

しかし、住民税の納付方法は人によって異なり、特別徴収（会社勤めの方など、いわゆる「毎月の給与天引き」）の場合、最終納付月である5月分の納税情報が各自治体で証明可能になるのが、例年6月中旬～7月上旬ごろとなっています。そのため、それまでに証明書を取得しても、前年度（12か月分）の完納を確認することができません。

（普通徴収（個人事業主の方など、一括または四半期ごとにご自身で納税される場合）の方は、問題なく取得いただけます。また、非課税の方も同様です。）

そのため、特別徴収の方が年度初め（4月～7月上旬ごろ）に助成対象確認申請をされる際は、証明書かわりに「住民税納税証明書の提出に係る確認書」を提出するとともに、交付申請兼完了実績報告のときまでに、完納したことが確認できる前年度住民税納税証明書を提出するようにしてください。

【補足情報】住民税納税証明書を発行できる自治体（区市町村）について

個人の方の住民税については各自治体（区市町村）で取り扱っており、墨田区では、税務課税務係（本庁2階／03-5608-6008（直通））や各出張所で、住民税納税証明書の発行をしています。（1通あたり300円の手数料がかかります。）

なお、助成金の申請に必要な「前年度住民税納税証明書」については、助成金申請年度の前の年の1月1日時点で住民票のあった区市町村で発行となります。1月2日以降に現住所への引っ越しをされた方は、以前住んでいた区市町村へ請求する必要がありますので、ご注意ください。

（例）①令和5年度助成金について、令和5年1月1日に申請する場合

→令和4年1月1日時点で住民票のあった区市町村で、令和4年度納税証明書を発行。

②令和5年度助成金について、令和6年2月1日に申請する場合

→令和4年1月1日時点で住民票のあった区市町村で、令和4年度納税証明書を発行。

【耐震化助成制度についてのお問い合わせ先】
墨田区 不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当
電話：03-5608-6269（直通）